

令和6年度鳥取県キャンプ場利用環境改善 支援事業補助金の事務手続きについて

1. 県へ交付申請提出 (令和6年5月10日まで)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は電子メールにより送信してください。

2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○**交付決定通知により正式に事業着手することができます。**

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 (令和7年3月末まで)

※事業完了期限(補助事業に係る発注、納品、支出すべてが終了)は遅くとも令和7年3月末までです。

5. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は電子メールにより送信してください。

◎補助金の支払い

補助金交付要綱に定める実績報告書を提出いただいた後、完了検査(必要に応じて実地検査を実施します。)で適正に実施したことの確認ができましたら、「額の確定通知書」をお送りします。

この「額の確定通知書」をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。県が請求書を受領してから、30日以内にご指定口座にお支払いします。これからの手続きについてもその都度ご案内します。